【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 2019年7月9日

【会社名】 株式会社薬王堂ホールディングス(注) 1

【英訳名】 YAKUODO HOLDINGS Co.,Ltd.(注)1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西郷 辰 弘(注)1

【本店の所在の場所】 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地(注)1

【電話番号】 該当事項はありません。

取締役常務執行役員管理本部長 小笠原 康 浩

【最寄りの連絡場所】 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地

【電話番号】 019 - 697 - 2615(代表)

取締役常務執行役員管理本部長 小笠原 康 浩

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 19,453百万円(注)2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 1 本訂正届出書提出日現在におきましては、株式会社薬王堂ホールディングス(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2019年9月2日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2 本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社薬 王堂(以下「薬王堂」といいます。)の2019年2月28日現在における株 主資本の額(簿価)を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年7月1日付で株式会社東京証券取引所に当社株式の新規上場申請を行ったこと、薬王堂が2019年7月9日付で東北財務局長に四半期報告書を提出したこと等に伴い、2019年4月25日付で提出した有価証券届出書及び2019年5月31日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じましたので、当該事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 第三部 企業情報
 - 第2 事業の状況
 - 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
 - 4 経営上の重要な契約等
 - 5 研究開発活動
 - 第5 経理の状況
- 第五部 組織再編成対象会社情報
 - 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	19,740,219株 (注) 1、 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。(注)3、4

- (注) 1 薬王堂の発行済株式総数19,741,200株(2019年2月28日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転((注)2で定義します。以下同じ。)の効力発生に先立ち、薬王堂の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。薬王堂は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、薬王堂が2019年2月28日時点で保有する自己株式である普通株式981株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
 - 2 普通株式は、2019年4月9日に開催された薬王堂の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び2019年5月29日に開催の薬王堂の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
 - 3 当社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規 上場申請を行う予定です。
 - 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 - 名称 株式会社証券保管振替機構
 - 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	19,740,219株 (注) 1 、 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当 社における標準となる株式です。なお、単元株式数は 100株です。(注)3、4

- (注) 1 薬王堂の発行済株式総数19,741,200株(2019年2月28日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式 移転((注)2で定義します。以下同じ。)の効力発生に先立ち、薬王堂の発行済株式総数が変化した場合は、 当社が交付する新株式数は変動いたします。薬王堂は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又 は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、薬王 堂が2019年2月28日時点で保有する自己株式である普通株式981株については、上記算出において、新株式 交付の対象から除外しております。
 - 2 普通株式は、2019年4月9日に開催された薬王堂の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び2019年5月29日に開催の薬王堂の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
 - 3 当社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規 上場申請を行いました。
 - 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 - 名称 株式会社証券保管振替機構
 - 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

(訂正前)

株式移転によることとします。(注)1、2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転により、当社が薬王堂の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における薬王堂の株主に対して、その保有する薬王堂の普通株式 1 株に対して当社の普通株式 1 株の割合をもって割当交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、薬王堂の2019年 2 月28日における株主資本の額(簿価)は19,453百万円であり、発行価額の総額のうち100百万円が資本金に組み入れられます。
 - 2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第208条)により2019年9月2日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限ります(同規程施行規則第216条第1項)。)について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

(訂正後)

株式移転によることとします。(注)1、2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転により、当社が薬王堂の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における薬王堂の株主に対して、その保有する薬王堂の普通株式1株に対して当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、薬王堂の2019年2月28日における株主資本の額(簿価)は19,453百万円であり、発行価額の総額のうち100百万円が資本金に組み入れられます。
 - 2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行いました。これに伴い、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第208条)により2019年9月2日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限ります(同規程施行規則第216条第1項)。)について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第三部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(訂正前)

当社は2019年9月2日の設立を予定しており、本届出書提出日現在においては未設立であるため、特段の経営方針は定めておりませんが、持株会社としてグループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行う予定です。

当社の経営環境及び対処すべき課題等については、当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は2019年9月2日の設立を予定しており、本届出書提出日現在においては未設立であるため、特段の経営方針は定めておりませんが、持株会社としてグループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行う予定です。

当社の経営環境及び対処すべき課題等については、当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)及び四半期報告書(2019年7月9日提出)をご参照ください。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)及び四半期報告書(2019年7月9日提出)をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)及び四半期報告書(2019年7月9日提出)をご参照ください。

5 【研究開発活動】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の研究開発活動については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の研究開発活動については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)及び四半期報告書(2019年7月9日提出)をご参照ください。

第5 【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経理の状況については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経理の状況については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)及び四半期報告書(2019年7月9日提出)をご参照ください。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第38期(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)2019年5月29日東北財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

<u>の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(2019年5月31日)までに、以下の臨時報告書を提出してお</u>ります。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年5月31日東北 財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(訂正後)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第38期(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)2019年5月29日東北財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第39期第1四半期(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)2019年7月9日東北財務局長に提出。

【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年5月31日東北 財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。